

次の世代を担う子や孫に 誇れるまちをめざして…

◆折尾地区総合整備事業の

実施手順が決定しました

折尾地区総合整備事業のうち、早期に実施する箇所を地区のみなさんにお知らせし、事業の円滑な推進を図るため「折尾地区総合整備事業の実施手順書」を策定しました。

早期に実施する事業

- 連続立体交差事業の全線
- 街路事業の一部区間
- 区画整理事業の事業計画(案)の策定

実施手順書は、「折尾総合開発事務所」「建築都市局区画整理課」「北九州市文書館」及び北九州市のホームページ(区画整理課)でご覧になれます。

◆連続立体交差事業(全線)と

街路事業(一部区間)が認可されました!

早期に実施する箇所として、連続立体交差事業(全線)と街路事業(一部区間)について、事業着手するため、福岡県知事に「事業認可」の申請を行い、平成17年3月までに認可を受けました。

(事業認可箇所は裏面をご覧ください。)

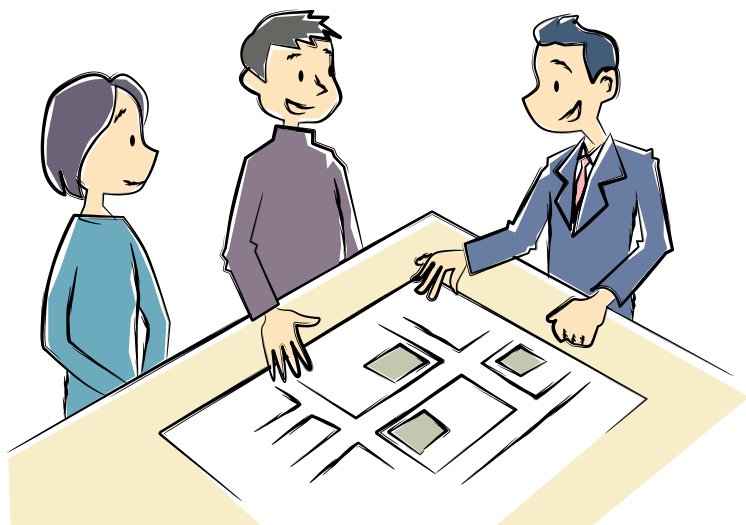
※なお、事業認可の告示後は、事業の施行の障害となるおそれがある「土地の形質の変更」、「建築物の建築等」及び「土地建物等の有償譲渡」について制限され、これらの行為を行おうとする場合、市長の許可等が必要となります。

◆連続立体交差事業・街路事業の

事業説明会の開催に向けて

事業認可を受けた連続立体交差事業と街路事業の事業着手(測量等)に向けて、事業説明会の準備をしています。

4月ごろの予定ですが詳細に「日程」「場所」などが決まりましたら事前に関係する地権者の方々に連絡するとともに、自治会などを通じて、お知らせしますので、よろしく願います。



◆区画整理事業は地権者などの皆さんと

合意形成を図りながら事業を進めていきます

現在、戸別訪問を行っています。

区画整理事業に関する「今後の進め方」や「区画整理事業の仕組み」などの説明と併せて、事業や事業計画(案)に関するご意見などもお聞きしています。

頂いた意見を参考に事業計画(案)を検討し、地権者などの皆さんと合意形成を図りながら事業を進めていきます。

引き続き、説明にお伺いいたしますので、ご協力よろしくお願いいたします。

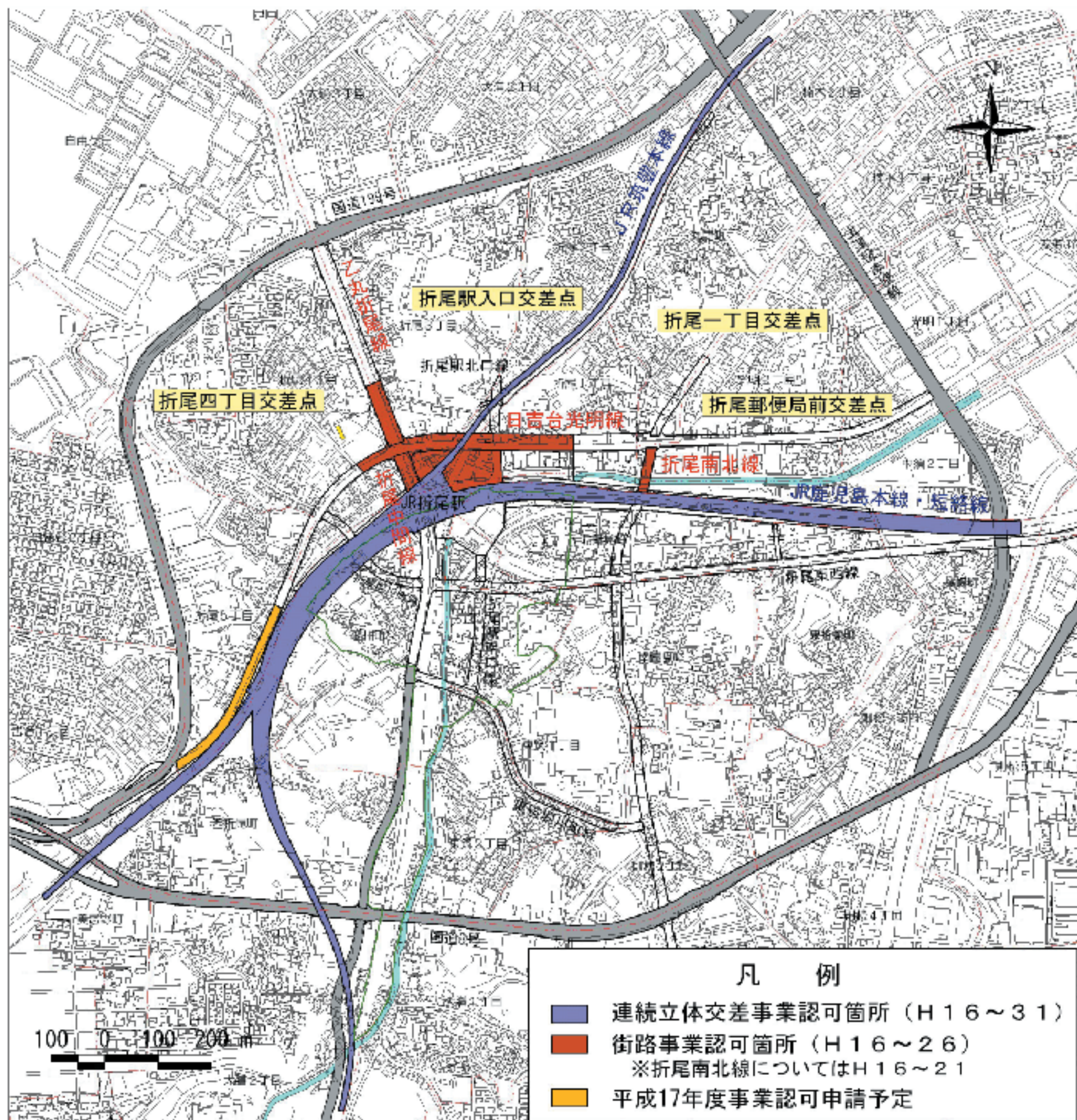
※戸別訪問で、頂いたご意見やご質問については、次号以降の「区画整理」コースでご紹介させていただきます。

ご相談・ご質問は

北九州市建築都市局 折尾総合開発事務所
住 所：〒807-0825 北九州市八幡西区折尾四丁目8番18号(旧折尾警察署跡)
電 話：093 (602) 3108 F A X：093 (602) 3128
e-mail：toshi-orio@mail2.city.kitakyushu.jp

裏面も
ご覧下さい

平成16年度 連続立体交差・街路 事業認可箇所図



説明に伺いますのでご連絡ください

「折尾地区総合整備事業」について疑問や質問等がございましたらご連絡下さい。
個別または小グループでも結構です。
ご都合のよい日時をお知らせいただければ、説明に伺います。
なお、日時の調整をさせていただく場合もございますので、あらかじめご了承下さい。

